

## 警察職員待機宿舎の運用に関する訓令

[最終改正 令和4.2.28 京都府警察本部訓令第3号]

(目的)

第1条 警察法第37条第3項及び警察法施行令第3条第1項の規定により国の補助を受けて建てられた警察職員待機宿舎（以下「宿舎」という。）の運用については、この訓令の定めるところによる。

(名称及び所在地)

第2条 宿舎の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(入居の条件)

第3条 宿舎に入居できる者は、第5条に規定する緊急時の招集に応じられる警察職員とする。

(入居の手続)

第4条 宿舎に入居を希望する者（以下「入居希望者」という。）は、待機宿舎入居申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に所定の事項を記入し、所属長の確認を受けて、警察本部長（以下「本部長」という。）に提出（厚生課長経由。以下同じ。）しなければならない。

2 本部長は、前項の申込書を受け、入居希望者が第3条に規定する条件を備えていると認めるときは、当該入居希望者に対し、待機宿舎入居命令書（別記様式第2号）により宿舎の入居を命じるものとする。

3 宿舎に入居した者（以下「入居者」という。）は、宿舎に入居した日から5日以内に、待機宿舎入居請書（別記様式第3号）を所属長の確認を受けて、本部長に提出しなければならない。

(緊急時の招集)

第5条 本部長は、府の休日、当直時間等において突発的に大きな事故、災害等が発生し、緊急に警察職員を現場等に招集する必要があると認められるときは、宿舎に在宅する警察職員に対してその所属のいかんにかかわらず現場等への招集を命じるものとする。

(招集を命じられた者の任務)

第6条 前条の規定による招集命令を受けた警察職員は、速やかに現場等に応招し、所轄警察署長等の指揮の下に必要な業務に従事するものとする。ただし、非常招集等に関する訓令（平成23年京都府警察本部訓令第3号）第6条第1項に規定する非常招集の発令及び同訓令第15条に規定する待機宿舎等に居住する職員に対する待機指示並びに機動隊等に関する訓令（昭和55年京都府警察本部訓令第12号）第4条に規定する招集命令を受けた場合は、この限りでない。

(入居者の心構え)

第7条 入居者は、第5条の規定により招集命令があつた場合は、直ちに応じられるよう常に心がけていなければならない。

(宿舎の明渡し)

第8条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する理由の生じたときは、7日以内に宿舎を明け渡さなければならない。

(1) 警察職員の身分を失つた場合

(2) 本部長から特に明渡しを命じられた場合

(宿舎の退去)

第9条 入居者は、宿舎を退去しようとするとき、又は明渡しを命じられたときは、退去予定日の5日前までに待機宿舎退去届（別記様式第4号）を所属長の確認を受けて、本部長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第10条 入居者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 宿舎の入居に伴う電気、ガス及び上下水道の使用料

(2) 入居者の責に帰する理由による宿舎及びその付属物のき損又は汚損の修理に要する費用

(3) その他入居者が当然負担すべきものと認められる諸経費

(入居料等の納付)

第11条 入居者は、知事が定める宿舎入居料及び一般財団法人京都府警察職員福利厚生会理事長が定める入居者分担金を納入しなければならない。

2 第13条の規定により宿舎の駐車場を使用する者は、知事が定める駐車場使用料を納入しなければならない。

3 第1項に規定する宿舎入居料及び入居者分担金並びに前項に規定する駐車場使用料の納付方法等については別に定める。

(入居者分担金)

第12条 前条に規定する入居者分担金は、一般財団法人京都府警察職員福利厚生会が管理し、入居者全般の福利厚生に必要な経費に充てるものとする。

(駐車場の使用の手続)

第13条 入居者のうち宿舎の駐車場の使用を希望する者（以下「駐車場使用希望者」という。）

は、駐車場使用申込書（別記様式第5号）を所属長の確認を受けて、本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、駐車場の使用を許可した場合は、駐車場使用許可書（別記様式第6号）を駐車場使用希望者に交付するものとする。

3 駐車場の使用を許可された者は、許可を受けた日から5日以内に駐車場使用請書（別記様式第7号）を所属長の確認を受けて、本部長に提出しなければならない。

(駐車場の返還)

第14条 駐車場を使用する者が駐車場を返還しようとするとき、又は返還を命じられたときは、返還予定日の5日前までに駐車場返還届（別記様式第8号）を所属長の確認を受けて、本部長に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和37年7月9日から施行し、昭和37年7月1日から適用する。

(別表、様式省略)